

は「ふけゐ」を「ふけ集」と解すべし、としながら、後半にはそれを否定している。その点文意がやゝ混雜している。前半は、おそらく、「岩橋甚右衛門秀榮」なる人の著書の意見であり、後半はそれを否定したのであろう。その点、岩橋甚右衛門秀榮の著と比較すれば、明白になろうが、この書、今、見得ぬことは残念である。さらに引用の、『庵主』の本文は、増済勝一編著の『いほぬし本文及索引』(昭和四十六年、白帝社)と対校してみると小異がみとめられる。たゞ、全体の論旨に影響を与える異同はないと考えたので、たゞ今は強いて改めたり注したりすることはさしひかえた。

『玉勝間』の論は正確で周到である。万葉集への言及がないのは、やや奇妙にも見えるが、「和泉なるは、ふけひにて、」と記すのは万葉集の仮名遣を念頭にしての記述である。決して万葉集を無視しての議論ではない。

こゝでは、和泉と紀伊とに、それゞゝ明瞭に区別しての議論である。はじめに掲げた本稿の目的も『玉勝間』の議論で、いはば充分であつたのだと思う。

(昭和六十二年九月十六日受理)

吹飯の浦は和泉国にあって、紀伊に近い。

と「紀伊に近い」と言い添えられたのは、右に記した事情を考慮して、「和泉」のまゝで何とか歌意に沿いたい、という意図であると察せられる。

たしかに「深日」は和泉国でも南部で紀伊に近い所である。しかし、やはり苦しい理解であると思う。いくら近くても和泉は和泉で、紀伊ではないのである。

我々は「深日」を固執することをやめた方がよい様である。次に、「口訣追加」「庵主」や『代匠記』の云う所を吟味してみたいと思う。『口訣追加』の『庵主』の引用はやや簡にすぎて要領を得ない。

このことは、実際問題としては、はやく本居宣長『玉勝間』に論じられている。その九の巻に「ふけひの浦、吹上のはま」（五六一段）、筑摩版全集二七五頁、にある。

ふけひの浦 吹上のはま [五六一] 同集（新古今集）雜に、藤原清正、「あまつ風ふけるの浦にあるたづのなどか雲るにかへらざるべき、此歌、家集に、詞書に、紀の守になりて、まだ殿上もかへりせでとあり、又大和物語に、故右京かみ宗子の君云々、亭子のみかどに、きのくにより、石つきたるみるをなん奉りけるを、題にて云々、「沖つ風ふけるの浦に立浪のなごりにさへやわれはしづまむ、又庵主熊野紀行に、紀の國の吹上の浜にとまれる、月きとおもしろし、此はまは、天人つねに下りと、あそぶといひつたへる所也云々。「をとめごがあまのは衣引つれてうべもふけるの浦におるらむ月のうみのおもにやどれるを、浪のしきりにあらふを見て、「月に浪かゝるをり又ありきやとふけるのうらのあまに

とはばや、これらのふけるの浦は、紀の国にて、右の庵主の歌によれば、吹上の浜の一名也、ふけるという名は、風の砂を吹あつむよしにて、ゐは集^{シテナガ}の意也、風の砂をふきあつむとは、此吹上の浜は、西南の風はげしき時は、白砂を高く吹上で、一夜のほどに吹あつめて、山をなし、又しばしがほどに、ふきちらして、もとの平地となり、或は時のまに、そのところをかふることあり、これによりて、吹上のはまとはいふ也、公任卿集に、吹上のはまにいたりぬ、風の砂をふきあぐれば、霞のたなびくやう也、げに名にたがはぬ所よりけり、古今類注にも、吹上浜とは、風のいたく吹て、浜のまさごをふきあぐるが、面白きと申す云々、為家卿の、吹上の浜の真砂出とよみ給へる歌、名寄に見ゆ、草根集には、「時まに真砂吹上の山谷をつくりかへたる紀路のしほ風、などあり。今府城の西に砂山^{スナ}とて、みひさき岡のあるも、いにしへはそのあたりも、吹上のうちにて、かの砂山のこれる也、ふけるとも吹上ともいふ名のよし、かくのごとし、はじめに出せる清正の歌のふけるを、むかしより、和泉国と心得たるは、誤也、和泉なるは、ふけひにて、仮名も異也、紀の国のは、ふけると書べし、又紀の国に、日高郡の海辺にも、ふけるといふ地の名あれども、むかしの歌共によめるはそれにあらずと同じ書（筆考注、五五八段の「岩橋甚右衛門秀榮といひし人の、あらわせる物」とあるのと同じ書の意と察せられる。）にいへり。此中に、名の意を、風の砂を吹あつむよしにて、ゐは集^{シテナガ}也として、ふけると書べしといへるは、信られず、物をあつむることを、ゐということなし、されば仮名も、ゐとはさだめがたし、しばらく和泉のにならひて、ふけひと書べき、

に、かはりて」としてこの歌があり、次いで、で、「このうたろくたぶべしとあるに、おとなければ、おどろかし申す やそうちのいたゞくものものなればひさしけれどもまつはたのもし」と見える。まず、後に『定家八代抄』に撰げれた。

〔鑑賞〕還昇を愁訴した歌である。作者に問題があり、西本願寺本『思見条』によれば、壬生忠見の代作ということになる。

——中略——

なお、『新古今集口訣追加』に吹飯の浦について、下記の如く、『廬主』の記述を引き、「紀伊国吹上の浜と同所とみゆ。されば紀伊守にて読める歌に余情一入にや。廬主云、きの国の吹上の浜に泊れる夜、月いと面白い。……乙女子が天の羽衣引きつれてむべもふけひの浦にあるらん、詞は吹上の歌、吹飯詞所の故也」という。

要は、紀伊守になつて殿上をおりたが、さらにもう一度殿上すること、還昇が望みである、ということである。作考は紀伊守である。代作であつても、紀伊守の歌として作られている。

新古今集の場合、その詞書にたよれば、何故に「吹飯の浦」がとり

あげられたのか、その必然性がよくわからない。我々には新古今集の詞書だけでは、読者に対してもう一度殿上すること、即ち、新古今集の詞書では「殿上はなれ侍りて」と記すのみで、何故に殿上をはなれたのか明白ではない。第二に、殿上をはなれた主人公の立場が、たゞ今、どうなつているのか、それもわからない。それでは何故に歌の中に「ふけるの浦」が出てくるのかわからなくなってしまうのである。

出典の『清忠集』『忠見集』にまで遡及してみると、この作は「紀の守」が還昇を愁訴しを作ることがわかる。主人公が「紀の守」

であれば「吹飯の浦」が紀伊でなければ歌意をなさない。決して和泉であつてはならないのである。和泉では歌意をなさない。『清忠集』『忠見集』の詞書を根據にして、我々は「吹飯の浦」を紀伊と論定出来るのである。或は紀伊と論定しなければいけないのである。それは『代匠記』が大和物語を根據にして「ふけるの浦」を紀伊と判断したことと同じことである。

新古今集の編者は新古今集に簡単な詞書を付しただけで、作歌事情の詳細を切り捨ててしまつたのである。この点は筆者にはよくわからぬこと。全ての読者に『清忠集』『忠見集』にまで遡及してこの作を読むことを新古今集の編者は期待しているのであろうか。

そういう読み方を要求することは、『新古今集』という完結した書の独立性を破壊することになると筆者には思われる。この辺の事情は筆者には訛然としない。もとより、この所爲を新古今集の編者の不親切に帰してしまつては、早すぎるとは思う。何か理由があることであろうし、現在の筆者の理解の及ばぬところと言つた方がよいのであろう。新古今集の性質としてかなり重要なと思われるこの事については、又稿を改めて考えることにしたい。ただ今は「吹飯の浦」の問題である。

『全評釈』は、「吹飯の浦は和泉国の歌枕」と明瞭に判定を下しながら、後に『新古今集口訣追加』の所説を引用しておられる。こちらでは「吹飯の浦」は吹上浜と同所との判断である。これは公平に諸説を掲げておこうという著者の主旨であろうが、一方では著者は「吹飯の浦」を和泉とする理解に疑問を持つておられるものと察せられる。「和泉」と考えるから、それでは歌意に沿わないでの、そこに調和を見出そうとするのは、例えば岩波『古典大系』の説明などにも見られる。

これで、和泉国の「ふけるの浦」は疑いないことになる。

次に、『万葉集注釈』に所引の『代匠記』の説について、考えておかねばならない。『代匠記』が根據としたのは『大和物語』である。

『大和物語』三十段

故右京の大夫宗子の君、なりいづべきほどにわが身のえなりいでぬこと、おもふたまひけるころをひ、亭子の帝に紀の國より石つきたる海松^{みゆ}をなむてまつりけるを題にて、人々うたよみけるに、右京の大夫、

おきつ風ふけるの浦にたつなみのなごりにさへや我はしづま

む

である。岩波古典大系の頭注に

沖つ風は吹井の序。吹井は和泉国（大阪府）泉州郡深日村（むけひ）、海松に託して、身の沈倫を帝に訴えたもの。

とする。この注に述べられていることは、その限りでは誤りではない。しかし、「ふけるの浦」の所在の判定は疑問である。和泉との判定は、『万葉集』の理解を延長されたものである、と察せられる。それはそ

れで、一つの考え方にはちがいないが、そうすると、前文とのかかわりから考えて、奇妙なことになる。即ち、「紀の国より石つきたる海松^{みゆ}をなむてまつりけるを題にて」とあるのにも拘らず、何故、関係のない和泉国の歌枕が唐突に出てくるのであるか、この点が釈然としないのである。『代匠記』の論点はそのことにある。

前文に「紀の国より石つきたる海松」を「題」にして歌をよんだ、

と記しているのであるから、歌の地名が和泉国では歌意にそわない、前文を受けて普通に読めば「ふけるの浦」は紀伊の国でなければ、意味がない。三十段の全体が意をなさない。前文をうければ、「ふけるの浦」は紀伊でなければならないのである。『代匠記』はそう考えたのである。『大和物語』三十段はそれだけで「ふけるの浦」が紀伊である、と述べていて、いさゝかの疑いもない。『大和物語』はそういうことであつて、「和泉国」なる注は不要と言うべきである。注としては蛇足になる。『万葉集』と『大和物語』は別々に考えるのが、こんな場合には筋道と言える。

『新古今集』卷第十八、雜歌下、

殿上はなれ待りてよみ待りける

藤原清忠

1721天つ風吹飯の浦にゐるたづのなとか雲居に帰らざるべき
新古今集の注釈では久保田淳氏『新古今和歌集全評釈』が詳しいし、行き届いてるので、次に『全評釈』から関係部分を抄記して考えてゆこうと思う。

◇天つ風吹飯の浦にゐるたづの空の風が吹く吹飯の浦にいる鶴は。「天つ風吹く吹飯の浦」といい続けた。「吹飯の浦」は和泉国のかみになりて、殿上おりてとしごろになりて、小式命婦にやる

歌枕。

〔出典〕『清忠集』、詞書「紀のかみになりて、まだ殿上もせざりしに」。西本願寺本『忠見集』、詞書「ふちはらのきよたか、きのみになりて、殿上おりてとしごろになりて、小式命婦にやる

歌枕と注釈

——ふけひの浦の場合——

奥村恒哉

とかく曖昧になりがちな文学研究の場では、歌枕は極めて客観的な対象だと言うことが出来る。特にその所在の確認は、いわば曖昧の中に坐標を設置することで、それをたよりに他に及ぼして考えることが出来る。

勿論、歌枕におけるテーマは所在を明かにするということに限る訳ではない。所在が明らかになつて、それから本当の歌枕研究が出発すると考えるべきことである。けれども所在の確認は基本的なことであつて、所在の確認なしには、次のレベルの研究が不安定になつてしまふ。ここでは所在と注釈とのか、わりについて「ふけひの浦」を例にとつて考えてみようとするものである。

「ふけひの浦」、初出は『万葉集』である。卷第十二、「悲別歌」のなかに、

時つ風 吹飯の浜に 出で居つ、 贈ふ命は 妹が為こそ 三二
○

『万葉集』の理解としては澤潟久孝先生の『万葉集注釈』が詳しいので、次にそれを掲げる。その【訓釈】の部に

吹飯の浦——続紀、天平神護元年十月「甲申（廿六日）到二和泉州日根郡深日行宮」とあるところであろう。即ち今の大坂府泉州郡岬町深日フケの地（四・六〇六）である。代匠記には大和物語に「亭子の帝に、紀伊国より石つきたる海松をなむ、奉りけるを題にて、人々歌詠みけるに、右京大夫、

沖つ風ふけるのうらに立つ浪のなごりにさへやわれはしづまむ

とあるをあげて、「紀伊ナリ」とあるが、続紀の深日とすべきであろう。

とある。『万葉集』の注釈書は、右の「大阪府泉州郡深日」と解して一致している。なお、『代匠記』の大和物語については後述。この地は後に『平家物語』卷第九、「六箇度軍」にも出る。

又淡路國住人安摩六郎忠景、平家をそむいて源氏に心をかよはしけるが、大船二艘に兵糧米、物具つうで、宮この方へのぼる程に、能登殿福原にて是をきゝ、小舟十艘ばかりおしうかべておはれけり、安摩の六郎、西宮の奥おきにて、かへしあはせふせきた、かふ。手いたらせめられたてまつて、かなはじとや思ひけん、引退て和泉国吹井の浦につきにけり。

紀伊國住人園部兵衛忠康、是も平家をそむいて源氏につかんとしけるが、あまの六郎が能登殿に責められたてまつて、吹井にありと聞えしかば、其勢百騎ばかりで馳來てひとつになる。能登殿やがてつゞせて責給へば、一日一夜ふせぎた、かい、あまの六郎、そのべの兵衛、かなはじとや思ひけん、家子郎等に防矢るさせ、身がらはにげて示へのぼる。能登殿、防矢るける兵物共二百余人が頸きりかけて、福原へこそまいられけれ。